



2024年11月

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」  
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび当社では、下記の理由により掲題ファンドの信託終了（繰上償還）を予定しております。つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、以下のとおり、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる証券投資信託の名称

スパークス・少数精鋭・日本株ファンド  
（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは、2013年8月30日に設定し、運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項（第41条第1項）に定める10億口を下回っており、当ファンドの純資産総額の大幅な増加の見込みは困難な状況であることから、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

3. 繰上償還予定年月日

2025年2月19日（水）

4. 書面決議について

書面による議決権行使の期間：2024年11月26日（火）から2024年12月17日（火）まで  
2024年11月26日（火）時点において当ファンドの受益者の方（2024年11月25日（月）までに購入のお申し込みをされた方）は、本書面決議において提案する当ファンドの繰上償還についての議決権を行使することができます。

この書面による決議は、当該受益者を対象とし、議決権を有する受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなされます。また、議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合、議案について賛成の意思表示があったものとみなされます。



5. 書面による決議の日

2024年12月18日（水）

＜本議案が可決された場合＞

当ファンドは、2025年2月19日（水）をもって繰上償還いたします。

＜本議案が否決された場合＞

当ファンドの繰上償還は行いません。

書面決議の結果は、弊社ホームページ（<https://www.sparx.co.jp/>）に掲載いたします。

**なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。**

**従いまして、当ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。**

6. その他

書面決議に係る議決権行使期間中であっても、また、反対を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り、当ファンドのご換金のお申込みの受け付けを行います。

※本件に関するお問い合わせは、以下までお問い合わせください。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

リテール・ビジネス・デベロップメント部

電話：03-6711-9170（代表） 受付時間：営業日の9時～17時

以上